

健康福祉審議会障害者分科会資料

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

## 資料7

# 加賀市手話言語条例の施行に伴う取り組みについて

# 加賀市手話言語条例の施行に伴う取り組みについて

## 1. 加賀市手話施策推進協議会について

手話の理解と普及等条例の趣旨に基づいた施策を推進していくため、7月に「加賀市手話施策推進協議会」を設置します。推進協議会を7月～月1回開催し、9月に「加賀市手話施策推進計画」を策定します。

## 2. 構成員について

団体・事業者など	委員の所属団体など
有識者・学識経験者	教育機関、医療機関など
聴覚障がい者団体	加賀市聴力障害者福祉協会
	石川県聴覚障害者協会
福祉関係団体	加賀市手話サークル
	加賀市社会福祉協議会
	加賀市身体障害者福祉協会
	石川県手話通訳問題研究会
	石川県手話通訳士会
教育関係	加賀市校長会
事業者など	観光関係団体
	商工関係団体など

事務局	健康福祉部ふれあい福祉課
関係部局	障がい施策庁内連絡会

## 3. スケジュールについて

推進協議会	内容	開催予定日
第1回推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員委嘱</li> <li>施策推進方針について</li> </ul>	7月31日(月)
第2回推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策推進計画案の提示</li> </ul>	8月予定
第3回推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策推進計画案の確定</li> <li>来年度の取り組みについて</li> </ul>	9月予定

## 加賀市手話言語条例の解説

### (目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)において手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、**基本理念**を定め、市の責務並びに市民(市内に住所を有する個人をいう。)及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が相互理解と信頼関係のもと、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### 【解説】

#### ○第1条について

- ・この条例を制定する目的を明らかにしています。
- ・『障害者の権利に関する条約』『障害者基本法』において、手話が言語として位置づけられていることを受けて、本市においても「ろう者(=手話を言語とする人)」と「ろう者以外の者(=手話を言語として常用していない人)」との相互理解と信頼関係の構築に努め、共生することのできる地域社会を実現することを目指すこととしています。

### (基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

### 【解説】

#### ○第2条について

- ・第1条に規定する(目的)規定を受け、本市における手話への理解の促進及び手話の普及に関する**基本理念**について規定しています。

#### **基本理念**

##### (前提条件)

- ☆手話は「言語」である。
- ☆ろう者は、手話でコミュニケーションを図る権利を有する。
- ろう者及びろう者以外の者は、相互に人格と個性を尊重。

※手話の理解と手話を広く使用できるようにする取組みは、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを図る権利を持つこと、その権利を大切に扱うことを基本として行わなければならないと定めています。

(市の責務)

第 3 条 市は、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を推進するものとする。

【解説】

○第3条について

・市が、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進する責務を負っていることを明らかにしています。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

○第4条について

- ・「市民」に第6条の規定により市が策定し、推進する施策に協力することを求める規定になっています。
- ・ここで言う「市民」は、ろう者及びろう者以外の者の双方の人を指しています。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

○第5条について

- ・「事業者」の基本的な役割を定めています。

※ろう者が利用しやすいサービスの提供、またはろう者が働きやすい環境の整備のため、ろう者の意思疎通などに対し、必要な措置を講ずるよう求めています。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、法第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを実施するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
  - (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。
  - (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市は、前項に規定する施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。
  - 3 市は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者、その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。
  - 4 市長は、施策の推進の実施状況を公開するものとする。

**【解説】**

**※第6条は施策の策定及び推進について**

ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について、総合的かつ計画的に推進するための方針について定めています。

**○第6条第1項について**

・市は、市町村障害者計画を策定するに際して、「手話の普及」等の施策について規定しなければならないことを明らかにしています。

**○第6条第2項について**

・市は、第1項の規定により定めた施策の推進に関する方針を策定しなければならないことを明らかにしています。

**○第6条第3項について**

・市は、ろう者、手話通訳者、その他関係者との協議の場を設けることを明らかにしています。

**○第6条第4項について**

・市長には、施策の推進状況等を公開する義務があることを明らかにしています。

(財政措置)

第 7 条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

○第7条について

・市が、手話に関する施策を積極的に推進するための予算措置を行うことを明らかにしています。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

○第8条について

・この条例は、いわゆる『理念型』の条例であることから、施策への反映等については、市長が別に定めることを明らかにしています。

例えば、災害時のろう者への対応等については、防災計画の見直し等に反映されることとなります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

【解説】

○第1項について

・施行日は、平成 29 年(2017 年)4 月 1 日です。

○第2項について

・この条例及びこの条例に基づく施策等は不断の見直しを行うこととしていますが、少なくとも「3年」ごとには点検を行うこととしています。